

東松島市定住化促進事業補助金

令和6年度の取扱い変更について

本市では、定住の促進を図るため、市外（市内賃貸住宅又は市内の実家の居住者の一部を含む。）から市内に定住しようとする転入予定者等が住宅取得した場合、その住宅取得費用に補助金を交付しております。

この補助金に関して、令和6年度より申請対象者及び補助金額が次のとおり変更となりますので、お知らせします。

◎申請対象者の変更点

現行 申請対象者	➔	変更後 申請対象者
<p>●住宅取得に係る契約締結時点で市外に居住し、申請時（②の場合は、契約締結時）から直近1年以内に市内に居住したことがない、次の条件のいずれかを満たす方</p> <p>①住宅取得の契約を締結したが、まだ転入していない方</p> <p>②平成28年4月以降に住宅取得の契約を締結し、当該住宅に既に居住している方</p>	➔	<p>●住宅取得に係る契約締結時点で市外に居住し、契約締結時から直近1年以内に市内に居住したことがない、<u>令和5年度以降に住宅取得の契約を締結した方</u></p>
<p>●住宅取得に係る契約締結時点で市内賃貸住宅又は市内の実家の居住者でその居住期間が2年以内かつ市内賃貸住宅又は市内の実家に居住する前1年以内に市内に居住した事のない次の条件のいずれかを満たす方</p> <p>①住宅取得の契約を締結したが、まだ転入していない方</p> <p>②平成28年4月以降に住宅取得の契約を締結し、既に転入済みの方</p>	➔	<p>●住宅取得に係る契約締結時点で市内賃貸住宅又は市内の実家の居住者でその居住期間が2年以内かつ市内賃貸住宅又は市内の実家に居住する前1年以内に市内に居住した事のない<u>令和5年度中に</u>住宅取得の契約を締結した方</p>

◎補助金額の変更点

現行 補助金額	→	変更後 補助金額
<p>市内業者と契約締結した場合</p> <p>【新築又は改築】 住宅取得費用の10%又は100万円のいずれか低い方</p> <p>【中古住宅（空き家バンクを含む）】 住宅取得費用の10%又は50万円のいずれか低い方</p>	→	<p><u>市外出身者が</u>市内業者と契約締結した場合</p> <p>【新築又は改築】 住宅取得費用の10%又は100万円のいずれか低い方</p> <p>【中古住宅（空き家バンクを含む）】 住宅取得費用の10%又は50万円のいずれか低い方</p>
	→	<p><u>市内出身者が</u>市内業者と契約締結した場合</p> <p>【新築又は改築】 住宅取得費用の10%又は<u>50万円</u>のいずれか低い方</p> <p>【中古住宅（空き家バンクを含む）】 住宅取得費用の10%又は50万円のいずれか低い方</p>
<p>市外業者と契約締結した場合</p> <p>【新築又は改築】 住宅取得費用の10%又は50万円のいずれか低い方</p> <p>【中古住宅】 住宅取得費用の10%又は25万円のいずれか低い方</p>	→	変更なし

【変更趣旨】

今回の変更は、市外からの転入者（移住者）に向けた住宅取得補助の制度趣旨に重きを置いたものです。なお、一部経過措置を設ける予定ですので、詳細については下記問い合わせ先にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

東松島市 復興政策課 地方創生・基地対策係
電話 0225-82-1111（内線1234・1232）